

**このような話をホームヘルパーさんから聞いた場合、男女雇用機会均等法の規定により下記のような対応が必要です。**

### 対 応・・・①

介護中は、介護の必要上、身体に触れたり、近づいたりすることもあります。要介護者に丁寧に介護をするのは仕事であって好意ではないことは自明の理です。

誤解がないようにもう一度要介護者に介護サービスの説明が必要です。ホームヘルパーさんが働く職場での対応は、事業主(雇い主)の義務です。

### 対 応・・・②

わいせつな雑誌やポスター、ビデオなどは要介護者本人や家族に、目に触れないよう取り除いてもらうことを依頼してください。ビデオや雑誌を見ようとホームヘルパーさんが要介護者から言われた場合、家事援助を終了したと理解して帰宅を指示できます。

事業主はホームヘルパーさんからの苦情に応じ、必要な対策と適切な対応を行う必要があります。改正男女雇用機会均等法では、「当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」とされています。

**いずれの場合も、事業主(雇い主)が適切かつ早急な対応を講じる必要があります。対応の方法について、分かりにくいことや困った点がありましたら、裏面の大阪労働局雇用均等室までご相談ください。**